

## ISSUE BRIEF

# 外来種問題をめぐる動き

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 442(Mar.9.2004)

### はじめに

外来種問題に関する国際的な動き

- 1 生物多様性に関する条約
- 2 生物多様性条約における外来種の指針原則

我が国における外来種問題

- 1 外来種の定義
- 2 我が国における外来種の現状
- 3 生物多様性国家戦略の策定
- 4 新法制定の動き
- 5 新法制定に際しての課題

### おわりに

農林環境課

(小池 洋子)

調査と情報

第442号

## はじめに

我が国は、南北約 3000 キロ、ユーラシア大陸に沿って、弓なりに連なる大小約 6800 の島々から成り、気候も亜熱帯から亜寒帯までと多様である。これら地理的、気候的、その他様々な要素が融合し、我が国ならではの多数の野生生物が生息する独自の生態系を形成してきた。しかし、これまでに 18 種類以上の野生生物が絶滅し、現在、生息する陸棲哺乳類の約 4 割に当たる 76 種と、鳥類の約 2 割の 135 種が絶滅危惧種としてリストに登録されている<sup>1</sup>。特に最近では、様々な利用目的で海外から国内に持ち込まれた動植物の一部が野性化し、在来種を危機的な状況に追い込んだり、遺伝子を攪乱させるなど、我が国の生物多様性に重大な影響をもたらす事態が起きている。こうした問題は、我が国のみならず、諸外国にも見られ、国際的にも大きな問題となっている。

本稿は、外来種問題に関する国際的な動きと我が国における現状について紹介し、対策としての新法制定をめぐる動きと、新法制定に際しての課題について述べる。

## 外来種問題に関する国際的な動き

### 1 生物の多様性に関する条約

地球上に生息する生物種は、長い年月の間に進化を繰り返し、また、種の絶滅にさらされながら、今日に至っている。しかし、近年、生息環境の破壊や悪化、乱獲等により、生物種の絶滅が過去に例を見ない速度で進行している。このような事情を背景に、生物の保護を目的とする既存の国際的な約束を補完し、生物の多様性を包括的に保全するための枠組みを設ける必要性が、国連等において議論された。その結果、平成 4 (1992) 年 5 月に開催された最終交渉会議(ナイロビ)で、生物の多様性に関する条約(以下、「生物多様性条約」という。)が採択され、6 月、リオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議(地球サミット)において、我が国を含む 157 か国が条約への署名を行った<sup>2</sup>。

生物多様性条約は、地球上の多様な生物とその生息環境の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を、目的としている。

また、生物多様性条約第 8 条(h)は、外来種について規定しており、締約国に対し、可能かつ適切な場合に、「生態系、生息地、若しくは種を脅かす外来種の導入を阻止し、又はそのような外来種を抑制し、若しくは撲滅すること」を求めている。生物多様性条約締約国会議等は、この規定を具体化するための検討を行い、平成 14 (2002) 年 4 月に開催された第 6 回締約国会議において、「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」<sup>3</sup>(以下、「生物多様性条約における外来種の指針原則」という。)を採択した。

<sup>1</sup> 羽山伸一『野生生物問題』地人書館, 2001, p.7.

<sup>2</sup> 我が国は、平成 5 年 5 月 28 日、生物多様性条約を締結した。

<sup>3</sup> 原文 (Guiding principles for the prevention, introduction and mitigation of impacts of alien species that threaten ecosystems, habitats or species):

生物多様性条約事務局ホームページ <

<http://www.biodiv.org/decisions/default.aspx?m=COP-06&id=7197&lg=0> > (last access 2004.3.1)

仮訳: 環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/nature/report/h14-01/mat04b.pdf> > (last access 2004.3.1)

## 2 生物多様性条約における外来種の指針原則

本指針原則は、各国政府が、侵略的外来種<sup>4</sup>の拡散と影響を最小化するための効果的な戦略を策定するための手引きであり、15の原則からなっている。主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 侵略的外来種の経路と生態系への影響が予測不可能な場合のリスク分析については、予防的アプローチ<sup>5</sup>に基づいて努力すること。
- ・ 侵略的外来種に対しては、予防、初期の発見と速やかな撲滅、封じ込めと長期的な防除措置、という3段階のアプローチを実施すること。
- ・ 侵略性のある外来種の意図的導入は、権限ある当局による事前の許可を必要とすること。
- ・ 導入許可の決定に際しては、環境影響評価を含むリスク分析を実施し、生物多様性を脅かさないと考えられる外来種についてのみ導入を許可すること。
- ・ 非意図的導入に対処するため、法律や規制措置、適切な責任を有する組織・機関の設立と強化等の対策をとること。

## 我が国における外来種問題

### 1 外来種の定義

これまで、我が国では、ブラックバスやアライグマ等国内外から人為的に持ち込まれた動植物を示す用語として、「外来種」と「移入種」とを同様の意味で使用してきた。

中央環境審議会は、答申「移入種対策に関する措置の在り方について」<sup>6</sup>（平成15年12月2日）の中で、これら用語の使用に関する見解を明らかにしている。つまり「外部から導入される生物種（亜種又は変種を含む。）は、ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域（その種が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて生息又は生育することとなる種として捉えられるもの」であり、「こうした生物種を示す用語としては、これまで外来種と移入種という用語が同様の意味で使用されて」いる。このような外部から導入される生物種を「本報告では原則として外来種という用語を用いることとする」。また、「国内のある地域から他の地域に導入される生物種についても、自然分布域を越えて導入されるものであることから外来種として取り扱う」としている。

また、平成14年4月、生物多様性条約第6回締約国会議において採択された生物多様性条約における外来種の指針原則は、外来種等を以下のように定義している。

<sup>4</sup> 侵略的外来種とは、外来種の中でも生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体に著しい影響を生じさせるものをいう。

<sup>5</sup> 予防的アプローチとは、環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（1992年6月、地球サミットにて採択）の原則15及び生物多様性条約の前文に明記されているものであり、「生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置を取ることを延期する理由とすべきではない」（生物多様性条約前文）という考え方である。

<sup>6</sup> 環境省ホームページ<<http://www.env.go.jp/council/toshin/t13-h1505.html>>（last access 2004.3.1）

外来種	Alien species	過去あるいは現在の自然分布以外に導入された種、亜種それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む。
侵略的外来種	Invasive Alien species	外来種のうち導入及び/又は、拡散した場合に生物多様性を脅かす種。
導入	Introduction	外来種を直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。この移動には、国内移動、国家間又は国家の管轄範囲外の区域との間の移動があり得る。

(出典) 環境省ホームページ「生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」 <  
<http://www.env.go.jp/nature/report/h14-01/mat04b.pdf> > (last access 2004.3.1)

## 2 我が国における外来種の現状

我が国は、米国やEUとともに、野生生物の世界三大消費国の一つといわれている。しかし、現在我が国には、生きた動植物の輸入状況について、関税や検疫等の目的に応じ収集したデータはあるが、生きた動植物の輸入量や種別のデータはなく、その全容を把握することは困難な状況にある<sup>7</sup>。

貿易統計によると、平成14年に我が国に輸入された動物は、約4億8963万頭であり、そのうちの約99%は、品目の明確でない動物により占められている<sup>8</sup>。これら輸入動物の多くは、農業用、研究用、ペット用等として我が国に持ち込まれるが、その一部は、意図的又は非意図的に野外に放出・遺棄され、本来の生息域ではない場所に定着してしまっている。

現在、海外から持ち込まれ定着してしまった動物は、哺乳類28種、鳥類39種、爬虫類13種、両生類3種、魚類44種、昆虫類415種、維管束植物1548種、等である<sup>9</sup>。これら外来種のうち、特に侵略的外来種による影響は、深刻な事態となっている。

侵略的外来種がもたらす影響は、生物多様性への影響、農林水産業をはじめとする産業への影響、人の生命・身体への影響等がある。以下の表は、外来種による影響の代表的な事例を紹介したものである。

<sup>7</sup> 村上興正・鷲谷いづみ「第1章 外来種問題の現状と課題」日本生態学会編『外来種ハンドブック』地人書館，2002，p9.

<sup>8</sup> 『日本貿易月表 品別国別編』日本関税協会，2002.12.

<sup>9</sup> 前掲注(7)，pp.3-35.

影響のタイプ		具体的事例
生態系への影響	在来種の捕食	・ マングースによるヤンバルクイナ等の捕食（沖縄本島） ・ マングースによるアマミノクロウサギの捕食（奄美大島） ・ オオクチバスによる在来魚の捕食 ・ イタチによるアカコッコやオカダトカゲの減少（三宅島）
	在来種との競合(注)・ 駆逐	・ チョウセンイタチによるニホンイタチの駆逐 ・ オオブタクサやセイタカアワダチソウの分布域拡大
	在来生物への病気や寄 生虫の媒介	・ イエネコ由来のウイルスのツシマヤマネコへの感染
	一種類の外来種による 複数の影響	・ セイヨウオオマルハナバチによる在来マルハナバチの衰勢、 盗蜜、ダニなどの病害微生物の持ち込み
	生態系基盤の損壊	・ 小笠原諸島に持ち込まれ放置されたヤギの採食や踏み付け による島の裸地化
	交雑による遺伝子攪乱	・ タイワンザルとニホンザルとの交雑による種の遺伝的攪乱
農林水産業等への影響		・ アライグマ等の哺乳類による農作物の食害 ・ 飼料用の穀物に混入した植物の種子が、家畜の糞の農地還元により、畑に蔓延する被害 ・ 外来線虫マツノザイセンチュウ（北アメリカ産）による松枯れ ・ ブラックバスやブルーギルによる漁業種の捕食
人体への影響		・ アライグマによる人畜共通伝染病及び狂犬病のおそれ ・ カミツキガメによる人体への被害

(注) 競合とは、生態学では、資源の奪い合いを意味する。外来種と在来種との間で生息等に必要資源（食物、生息空間、光など）をめぐる競争が起こり、競争力の弱い種が排除され（駆逐）、生物多様性が攪乱される。

(出典)「移入対策に関する措置の在り方について」(答申)；「日本における外来種問題」『外来種ハンドブック』 pp.6-9.

### 3 生物多様性国家戦略の策定

政府は、平成7年10月、生物多様性条約第6条に従い、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした生物多様性国家戦略を策定した。この国家戦略は、21世紀半ばまでに達成すべき長期目標を設定すると共に、当面の政策目標として、動植物に絶滅のおそれを生じさせないことや、生物多様性保全上重要な地域の適切な保全等を定めている。また、この国家戦略には、目標達成のための具体的な施策として、保護地域の指定と管理、身近な自然の保全、生物多様性に配慮した開発等が盛り込まれ、5年後程度を目途に国家戦略の見直しを行うことが明記された。

平成14年3月、政府は、「自然と共生する社会」実現のためのトータルプランとしての新・生物多様性国家戦略（以下、「新国家戦略」という。）を決定した。

新国家戦略は、外来種問題を、我が国が直面する3つの危機の一つとして位置付け、外来種が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、初期段階での侵入の発見と対応、定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策、を進める必要性を指摘している。

このように、政府は問題の重大性に鑑み、外来種問題に関して重点的な対策を行うとの方針を示しているが、これまで我が国においては、動植物の輸入規制等の措置を講ずることにより生物多様性の保全を図ることを目的とする法律は、制定されていない。植物防疫法等による動植物の輸入規制は、専ら農林漁業の保護や公衆衛生の確保を目的とした措置であり、検疫対象も限られている。

また、外来種の国内での放流・放逐や管理に関しても、公的機関による魚の放流や植物の植栽でさえ、きちんとしたリスク評価は行われておらず、鳥獣保護法も、特別保護地域以外では規制手段を有していない。

さらに、水産資源については、沖縄県を除く都道府県では、水産資源保護法に基づき定める条例で、ブラックバスとブルーギルに関する移植禁止規定を設けている（平成 15 年 8 月末現在）が、大半の都道府県では、この 2 種以外は規制対象になっていない<sup>10</sup>。

## 4 新法制定の動き

政府は、人為的に導入された外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている現状を踏まえ、生物多様性への影響防止の観点から新たな措置が必要であるとして、平成 15 年 1 月 10 日、環境大臣から中央環境審議会に対し、生物多様性の保全を目的とした移入種対策に関する措置の在り方についての諮問<sup>11</sup>を行った。

この諮問を受け、中央環境審議会は、移入種対策に関する措置の在り方について検討するための移入種対策小委員会を設置し、協議を重ねた。その結果、同年 12 月 2 日、答申「移入種対策に関する措置の在り方について」<sup>12</sup>が出された。

このような政府の動きとは別に、平成 15 年 10 月、「外来生物種規制法案（小川勝也君他 3 名提出）」<sup>13</sup>が参議院に提出された。本法案は、管理が難しく生態系に重大な支障を及ぼすものを原則として輸入禁止とする、都道府県知事が特定外来生物種防除計画を策定・実施する権限を持つこと、等を柱とするもの<sup>14</sup>であったが、衆議院の解散に伴い、審査未了となった。

第159回国会に至り、中央環境審議会の答申を踏まえ策定された、特定外来生物の飼養、輸入等の規制と特定外来生物の防除等の措置の実施により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を目的とした「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案」と、特定外来生物種の輸入制限、管理、防除等、必要な措置の実施により我が国における生物多様性の保全を図ることを目的とした「外来生物種規制法案」が、それぞれ国会に提出される予定になっている。

<sup>10</sup> 高橋満彦「外来種に対する国内法規制 - さされる前に虫は追え - 」『環境と公害』33 巻 2 号，2003.10.

<sup>11</sup> 環境省ホームページ<[http://www.env.go.jp/council/13wild/y132-01/mat\\_01\\_1.pdf](http://www.env.go.jp/council/13wild/y132-01/mat_01_1.pdf)> (last access 2004.3.1)

<sup>12</sup> 前掲注(6)

<sup>13</sup> 議案本文：衆議院ホームページ

<[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g1502005.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g1502005.htm)> (last access 2004.3.1)

<sup>14</sup> 「都道府県に防除の権限」『日本農業新聞』2003.10.3.

## 5 新法制定に際しての課題

外来種問題解決の究極の目的は、「ありのままの自然を取り戻す」ことであり、そのためには、実行性のある対策が不可欠である。中央環境審議会の答申でも、生物多様性等への影響が懸念される侵略的外来種に対する制度的措置、すなわち、外来種による悪影響を防止するための新たな法律の制定が必要であるとしている。

なお、新法制定に際しては、以下の点が検討課題となる。

### 予防的措置の実施と規制対象種

生物多様性条約締約国会議で採択された指針原則にも明記されているように、外来種対策においては、予防的措置が効果的であり、いったん定着してしまった外来種の防除作業に比べ経済的である。

そのため、外来種の侵入を予防する、いわゆる水際対策が有効な手段であるが、規制対象種の範囲をどのように定めるかが重要となる。つまり、生態系等に悪影響を及ぼすと実証された種だけを輸入禁止とするのか、それとも、生態系等に対する影響が少ないと判定された種のための輸入を認め、それ以外のものは一律輸入禁止とする方法を採用するのか、という問題である。

前者の方式を取った場合、輸入禁止リスト以外の動植物で「生態系への悪影響が疑わしいもの」の輸入が認められる可能性がある。動植物によっては生態系への影響評価が難しいものもあることから、予防措置としては十分ではないとの指摘がある<sup>15</sup>。

また、後者の方式を採用した場合には、外来種の防除が非関税障壁としてWTO(世界貿易機関)で問題とならないよう留意する必要がある<sup>16</sup>。この方式は「クリーンリスト方式」と呼ばれ、外来種対策の先進国であるニュージーランドで採用されている<sup>17</sup>。外来種対策で成果を上げているニュージーランドの例を、見習うべきとの指摘もある<sup>18</sup>が、同国が日本と同じ島国であるという共通点はあるものの、在来種の数も外来種問題の現状も異なることから、成功例を参考にしつつ、我が国の実情を踏まえた対策が求められる。

### 輸入動植物に関する事前の環境リスク評価実施の義務化

これまでに明らかになっている外来種に関する事例を見ると、生態系に侵入する外来種のほぼ10種に1種が、生態系に対し無視できない影響を及ぼし、一部の侵略的外来種は、甚大でかつ不可逆的な影響を与えている<sup>19</sup>という。

また、外来種の中には、定着から一定期間を経過した後、急激に分布を拡大するものもあり、一度蔓延してしまうとその駆除には困難な点が多いといわれている。

このような外来種問題への対応としては、導入防止が最も基本的な対策であり、導入

<sup>15</sup> 「外来種の悪影響、灰色なら輸入も」『朝日新聞』2003.11.6.

<sup>16</sup> 前掲注(10)

<sup>17</sup> 「Hazardous Substances and New Organisms Act 96(有害物質及び新生物法)」は、いわゆる予防原則を採用しており、ニュージーランドに導入されていない新たな生物や遺伝子組換え生物の輸入は、政府のリスクアセスメントを経た上で承認されなければ認められない、としている。

<sup>18</sup> 「外来動植物「無責任な輸入」禁止提言 実効性ある規制策必要」『読売新聞』2003.10.10

<sup>19</sup> 鷲谷いづみ「外来種問題への対応の現状と認識」『生態学からみた野生生物の保護と法律』講談社,2003,p.96.

防止措置を取るに際しては、科学的な正確な判断材料が不可欠であることから、その手段として事前の環境リスク評価を行うことが必要となる<sup>20</sup>。さらに、環境リスク評価の実施に関しては、リスク評価の困難さも指摘されているため、専門家のみならず自然保護や動物保護に携わるNGOなど、幅広い分野の知見が生かせるようなリスク評価体制の構築も同時に行う必要がある<sup>21</sup>。

外来種の影響が、定着から一定期間を経た後で表面化することも想定されるため、定期的な事後評価制度の構築も不可欠である<sup>22</sup>。

#### 導入された外来種の管理体制強化

生態系への影響が少ないという判断の結果、我が国に導入された外来種であっても、導入後の管理体制が不十分であれば、管理下から逃げ出し、野性化する可能性は否定できない。

そのため、管理者、利用者に責任ある適正な管理を促すという視点から、輸入業者、販売業者に対する許可制の導入、業者に対する定期的な立ち入り検査の実施、マイクロチップ等による動物の個体登録制度の導入が求められる<sup>23</sup>。また、動物個体の登録は、動物が万一、逃げ出したり遺棄された場合の諸対策を実施する際にも効果が期待できる。

動物の個体登録問題に関しては、種の保存法の場合と同じような手法の採用を提案する意見がある。しかし、規制対象となる外来種の数やそれを扱う業者等が多数になることが想定されるため、その膨大な個体登録のための事務を、種の保存法と同様に考えるべきではないとの指摘<sup>24</sup>がある。

#### 原因者負担の原則の導入

外来種の防除活動には多額の費用と労力が費やされ、外来種を野外に放逐した原因者が明確な場合でも、被害者側（行政や問題を認識したボランティア）が止むに止まれず駆除・制御対策を実施しており、社会的に不公正な状態が生じている。このような状況を解消し、外来種を管理、利用する者に自覚と責任を促すとの観点から、外来種の野性化を招いた責任を有する者に、駆除等の負担を課すための制度の創設が重要となる<sup>25</sup>。

原因者負担の原則が有効に機能するには、原因者を特定できることが大前提であり、原因者を特定するための動物個体登録等が欠かせない。つまり、膨大な個体登録事務が円滑に実施されるためのシステムが構築されていなければ、原因者負担原則が導入されたとしても、措置としての実効性には疑問が残る<sup>26</sup>。

大量の動植物が我が国に持ち込まれている今日、外来種を野性化させた者の責任を問えない事態も想定される。外来種の輸入・売買を業とする者に保証金を課して、定着した問題外来種の駆除費の基金とすべきである<sup>27</sup>との提案もある。

<sup>20</sup> 磯崎博司「自然保全条約における外来種対策」『環境と公害』33巻2号，2003.10.

<sup>21</sup> 「地球生物会議の意見」地球生物会議ホームページ <

<http://www.alive-net/wildlife/gairaisyu/pab-come.html> > (last access 2004.2.24)

<sup>22</sup> 「野生生物とその生息地を守るための27の提言」日本自然保護協会，2002.

<sup>23</sup> 羽山伸一「外来種対策のための動物福祉政策について」『環境と公害』33巻2号，2003.10.

<sup>24</sup> 前掲注(21)

<sup>25</sup> 前掲注(22)

<sup>26</sup> 前掲注(21)

<sup>27</sup> 前掲注(22)



## 国内外来種対策

中央環境審議会の答申は、「国内のある地域から他の地域に導入される生物種についても「外来種」として取り扱う」とした上で、外来種対策に対する措置の在り方を取りまとめている。

しかし、現在、政府等において検討されている外来種対策では、その対象を、海外から我が国に持ち込まれる外来種としている<sup>28</sup>。

国内外来種に関しては、そもそもの生息域の特定が困難である等の理由により、海外から持ち込まれる外来種に比べ、その対策が難しいといわれており、このような点から、現在検討中の法案の規制対象からは除かれたもの、と推測される。しかし、多くの島嶼を抱える我が国の場合、在来種同士であっても、種によっては侵略的外来種となる可能性がないとは言い切れない。そのため、我が国の生物多様性を守り、後世に伝えるには、国内外来種についても十分な措置を講じて行く必要がある。

## 木材、穀物、外来種等に付随して我が国に持ち込まれる非意図的外来種への対策

世界各地から我が国に持ち込まれる木材、穀物、羊毛などに交じり、害虫や雑草の種類などが我が国に持ち込まれる場合がある。多くの場合は、植物防疫所の検査で発見されるが、その検査をかすめて侵入し、定着してしまう種もある。クワガタムシに寄生するダニ類や、樹木の中や皮の下に潜り込んでいる木材害虫やクモなどがその具体的な例である。このような非意図的に導入される外来種の場合、効果的な予防策は少ないため、監視と早期対応が重要となる。そのため、監視と報告のためのメカニズムの構築が急がれる<sup>29</sup>。

## 輸入時のデータ把握のためのシステム構築

現在、我が国の貿易統計等は、一部の種についてその輸入量を把握することはできるものの、我が国に持ち込まれる全ての種に関する種・数量等のデータを網羅しているわけではない。外来種に対する具体的かつ効果的な対策を講じるためには、国内に持ち込まれる種と数量を把握する必要があることから、すべての生きた動物の輸入について、通関時に種・数量・原産国を把握できるような制度とシステムを構築する必要がある<sup>30</sup>。

## 外来種問題に関する教育普及活動

外来種がより身近な存在となっている今、問われるべきは、海外から様々な動植物を輸入・利用し、時として外来種問題を招来してしまう我々人間の軽率な行いである。

今後、様々な対策を講じることの重要性には変わりはないが、外来種を利用する者はもちろんであるが、国民全体に外来種問題を広く知らしめ、理解を図ることが、外来種対策の第一歩になる。特に、今日、若者にとっては、外来種のいる風景があたりまえとなり、また、外来種であるとの認識もなく教育の現場に導入され利用されている現状がある。こうした現実に鑑みれば、学校教育を通じての外来種問題に関する普及啓発は重要であり<sup>31</sup>、我が国国民の認識を高める有効な手段の一つでもある。

<sup>28</sup> 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案要綱」『官庁速報』、時事通信社、2004.2.20.

<sup>29</sup> 前掲注(20)

<sup>30</sup> 清野比咲子「野生生物の輸入の現状と水際対策の課題」『環境と公害』33巻2号、2003.10.

<sup>31</sup> 前掲注(22)

## おわりに

我が国は他国と異なる独自の生態系を有し、国内の自然環境が変化に富んでいるため、地域により特色のある生態系が維持されている。外来種問題の最終的な目的は、言うまでもなく生物多様性の保全であり、外来種の侵入予防や駆逐という措置は、最終目標を実現するための過程に過ぎない。そのため、現在検討が進められている外来種対策のための法的な措置についても、そうした地域の特性を考慮したものでなければならない。我々が次世代に伝えなければならない「あるがままの自然」とは、画一化された自然ではなく、多様性に満ち溢れた豊かな自然ではなからうか。

また、我が国に導入される外来種が、時として、その外来種の出産地において乱獲等による生態系の破壊を引き起こしたり、希少種であるがゆえ高額での取引が横行し社会問題を招来するおそれを有していることにも留意していく必要がある。